

保健室からのお知らせ

〔寝屋川キャンパス〕

体調が悪い… ケガをしてしまった…

近くの病院がわからない… などなど

気軽に利用してください



摂南大学 保健室

寝屋川キャンパス TEL 072-839-9297

1. 保健室の役割

摂南大学では保健室を中心として、みなさんの健康をサポートしています。健康管理や病気の相談などに気軽に利用してください。

主な業務は次のとおりです。

- * 病気やケガの応急手当
- * 定期健康診断の実施と事後対応
- * 健康診断証明書の発行
- * 医師（学校医、精神科医）・看護師による健康相談
- * 近隣医療機関の紹介 など



2. 保健室の開室時間・医師の来室日時

「何となく調子が悪い」と感じたら、まずは気軽に保健室に来室してください。医師と看護師が相談に応じます。医師は常駐ではありませんので、「医師の来室日時」や学内掲示板で相談日時の確認をお願いします。

• 保健室の開室時間

月～金：9：00～18：30

※授業期間外は 17：00 閉室となります。

土：9：00～11：30 12：30～17：00

- ・ 医師の来室日時

担当医	来室日時	相談内容
学校医	月・木 13：00～15：00	身体の不調等
精神科医	第2・第4木 14：00～16：30	メンタルヘルス 睡眠障害 など

※ 来室日時は、都合により変更となる場合があります。

3. 定期健康診断について

学校保健安全法に基づき、病気の早期発見と健康維持の確認を目的として、年1回全学生に実施しています。定期健康診断は毎年必ず受診し、自己の健康管理に努めましょう。なお、**定期健康診断が未受診の場合、健康診断証明書の発行ができず、体育の履修や学外実習、クラブ活動への参加、留学の申請などが認められない場合があります。また、外部医療機関で自費受診していただくことになります。**

※特に就職活動や学外実習などで健康診断証明書が必要になる方は注意してください。

4. 健康診断証明書について

大学が発行する健康診断証明書は、定期健康診断のデータをもとに、例年4月下旬から**その年度内に限り**発行します。（有効期間は発行日から3ヶ月が一般的です）※「公的医療機関」など医療機関での発行が指定されている場合は、保健室での発行はできません。

- ・ 手数料

健康診断証明書（1通）：500円

健康診断証明書は「コンビニ発行サービス」で発行することができます。（＊有所見の方については「コンビニ発行サービス」での発行はできませんので、保健室にて発行します）

「学内証明書発行機」は、寝屋川キャンパスの3号館1階教務課前にあります。

※発行方法については、大学ホームページの「学生生活」ページ、証明書発行・各種届出に掲載されています。

5. 定期健康診断結果の配信について

本学では、定期健康診断の結果を「摂大 UNIPA」にて配信しています。（例年5月頃に配信予定）各自、結果の確認を行い、日々の健康管理に役立ててください。



6. その他

・マイナ保険証等について

「マイナ保険証」等を常に所持し、万が一に備えてください。

ケガや体調不良の状態によっては、大学周辺の医療機関を受診していただくことになり、マイナ保険証等を所持していない場合は、当日の医療費は10割負担になります。

・保健室での薬の取り扱いについて

「薬事法」により保健室に薬（外用薬含む）は置いていません。

現在通院している方や頭痛もちの方、月経痛の強い方など薬が必要になることが予測される方は、必ず使い慣れた薬を携帯するよう留意してください。

・保健室からのお知らせについて

定期健康診断の実施予定、医師の来室日時、健康情報の提供など保健室からのお知らせは、大学ホームページ「学生生活」や「摂大 UNIPA」に掲載しますので、日々の健康管理に役立ててください。

また、有所見者の個別呼び出しを「摂大 UNIPA」で行いますので、各自注意して確認するよう心がけてください。

・学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則により、下記の第一種、第二種、第三種の感染症に罹患した場合は「出席停止」等になります。登校せず、速やかに大学に連絡してください。

＊また、「出席停止」となった場合は、治癒後、医療機関で『学校感染症治癒証明書』を記入してもらい、所属キャンパスの保健室に提出してください。

（所定用紙は大学ホームページの「保健室」ページに掲載しています）

ただし、保健室への新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザに係る治癒（登校許可）の証明書の提出は不要です。なお授業等によっては必要なことがありますので教務課または学部事務室に問い合わせください。

【出席停止する期間の基準】（学校保健安全法施行令第 6 条第 2 項、学校保健安全法第 19 条）

・第一種感染症・・・治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

・第二種感染症・・・下記の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りでない。

インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで。（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶたになるまで）。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限り）無症状の場合は、検体を採取した日から 5 日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- 第三種感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

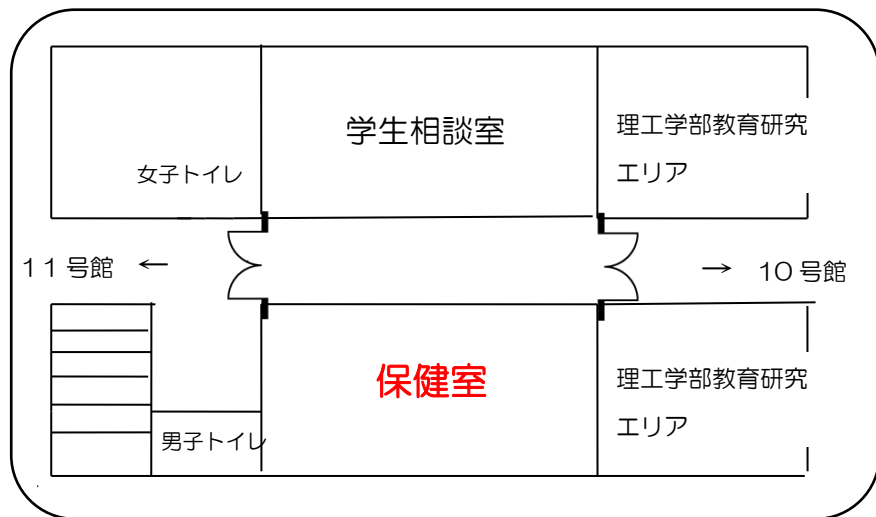
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎およびその他の感染症^{*1}（※1：流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ）

＜AED 設置場所＞



- ①防災センター（正門守衛室） ②国際会館 1 階 ③体育練習場入口
 ④総合体育館 1 階 ⑤3 号館 1 階（バス停側入口） ⑥5 号館 1 階
 保健室前 ⑦8 号館 1 階（テクノセンター事務室前）⑧東グラウン
 ド（部室棟 2）

＜5 号館 1 階見取図＞



寝屋川キャンパス保健室

TEL 072-839-9297 [直通]